

令和4年度港北区地域自立支援協議会
全体会資料

横浜市の相談支援体制と 自立支援協議会について

本日お伝えすること

- 1 横浜市の相談支援体制
- 2 自立支援協議会とは
- 3 【横浜市】における自立支援協議会
- 4 【港北区】における自立支援協議会
- 5 昨年度の振り返り

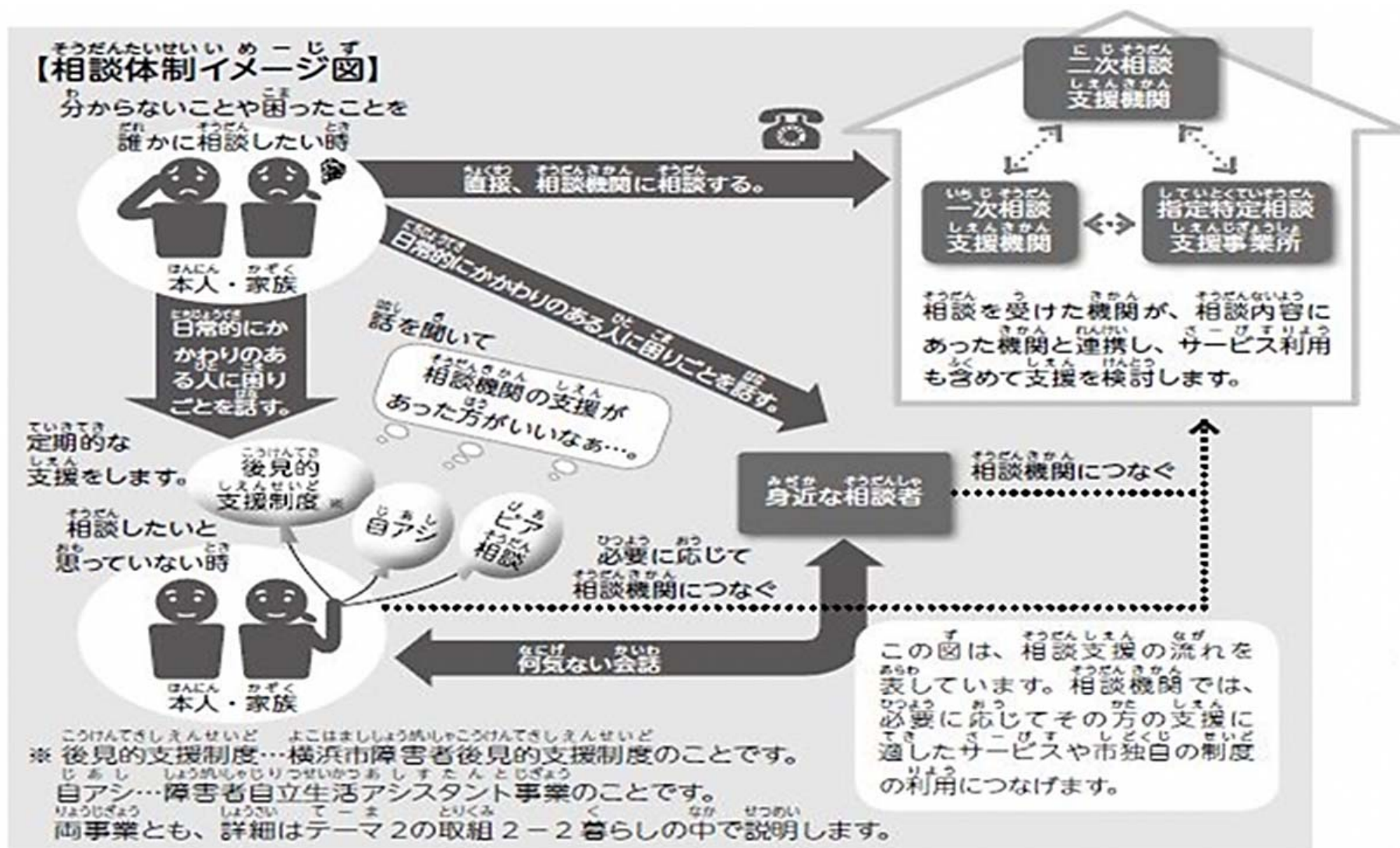
Ⅰ 横浜市の相談支援体制

横浜市では、障害児・者や家族がどこに相談しても適切に課題解決できるよう、重層的な相談支援体制を構築しています。

この相談支援体制には、相談支援を主たる業務として行う機関だけでなく、障害児・者や家族が日常的に関わるヘルパー事業所や日中活動先も含まれます。

支援者を役割によって、「身近な相談者」、「指定特定相談支援事業所」、「一次相談支援機関」、「二次相談支援機関」に分類しています。

<イメージ>



体制における支援者の分類①

- 身近な相談者とは・・・
日常的に関わる日中活動先の職員、ヘルパーなどが該当します。ご本人やご家族との日常的な会話の中から、「困っているのかもしれない」と気付いた際に、必要に応じて相談支援機関に「つなぐこと」が大きな役割です。
- 指定特定相談支援事業所とは・・・
主に、障害福祉サービスを利用する方に対する相談支援の中心を担います。
(計画相談支援を行う事業所です。)
サービス提供事業者などと連携しながら、生活全体のサポートをします。

体制における支援者の分類②

- 一次相談支援機関とは・・・

障害福祉サービスの利用の有無によらず、広く相談に応じる機関です。また、相談支援専門員のサポートも行います。

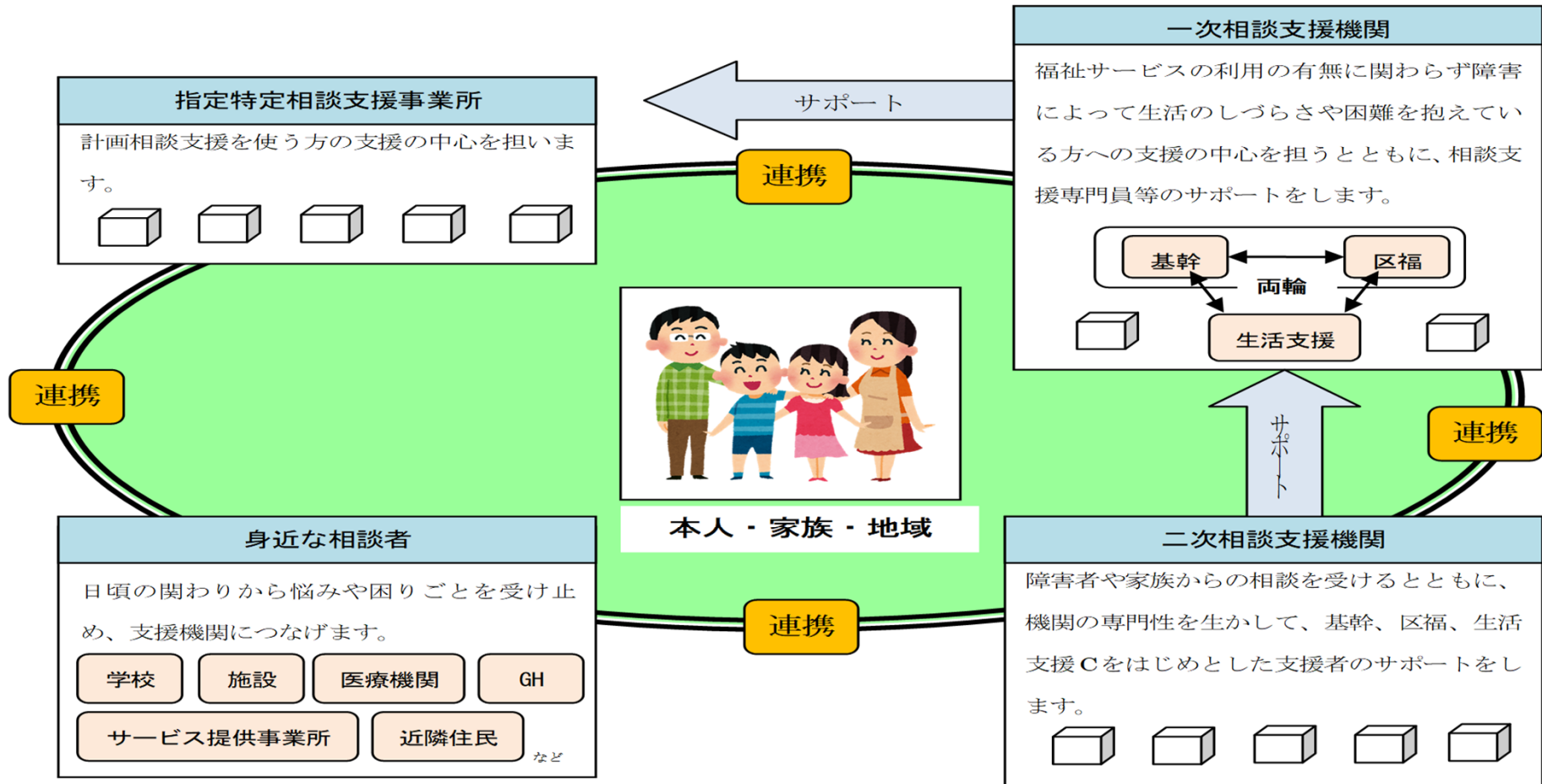
区役所や基幹相談支援センター、生活支援センターも一次相談支援機関に該当します。

- 二次相談支援機関とは・・・

障害児・者や家族からの相談に加え、施設の専門性を活かして、各区自立支援協議会などで他の相談支援機関へのサポートを行うことが大きな特徴です。

市が要綱で個別に定めた施設で、港北区には、更生相談所、リハビリテーションセンター、総合保健医療センター、花みずきがあります。

< 機関の役割 >



何か困ったことがあったら・・・

◎ 3 障害に関すること ◎

* 区役所 *

○ 高齢・障害支援課（18歳以上の方）

身体・知的障害 ☞ 540-2237

精神障害 ☞ 540-2377

○ こども家庭支援課（18歳未満の方）

TEL ☞ 540-2320

* 基幹相談支援センター *

○ 海・相談室

TEL ☞ 534-1214

○ しんよこはま地域活動ホーム

TEL ☞ 531-4400

◎ 精神障害に関すること ◎

* 生活支援センター *

TEL ☞ 475-0120

いつでも
ご連絡ください。



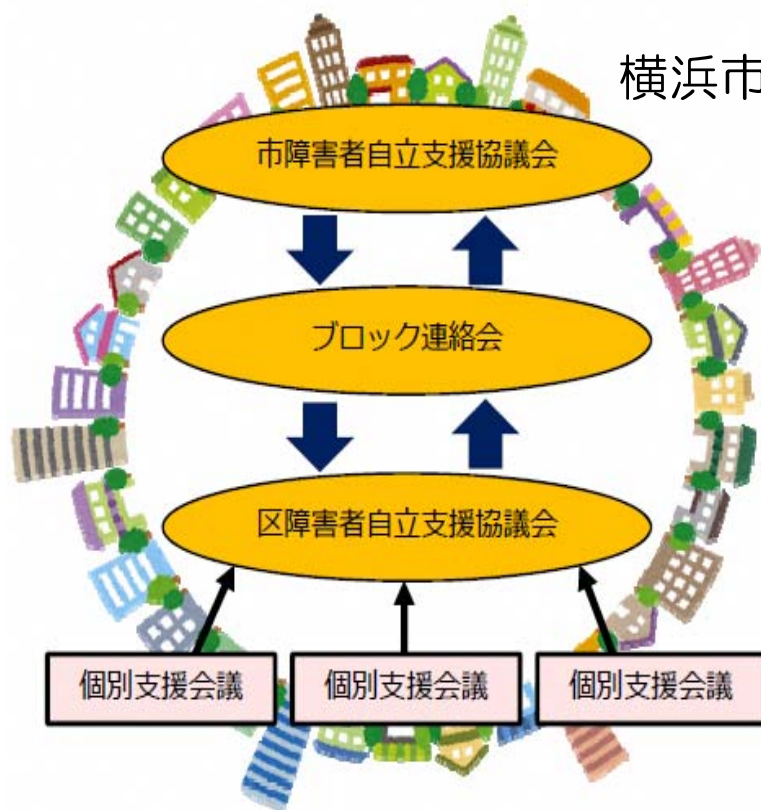
2 自立支援協議会とは？

障害者総合支援法において、当事者や家族、関係機関等が課題の共有や体制整備に取り組む場として協議会を設置するよう努めることが明文化されており、横浜市では、「自立支援協議会」と称して実施しています。

●参考：障害者総合支援法第89条の3●

- 1 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 横浜市における 自立支援協議会

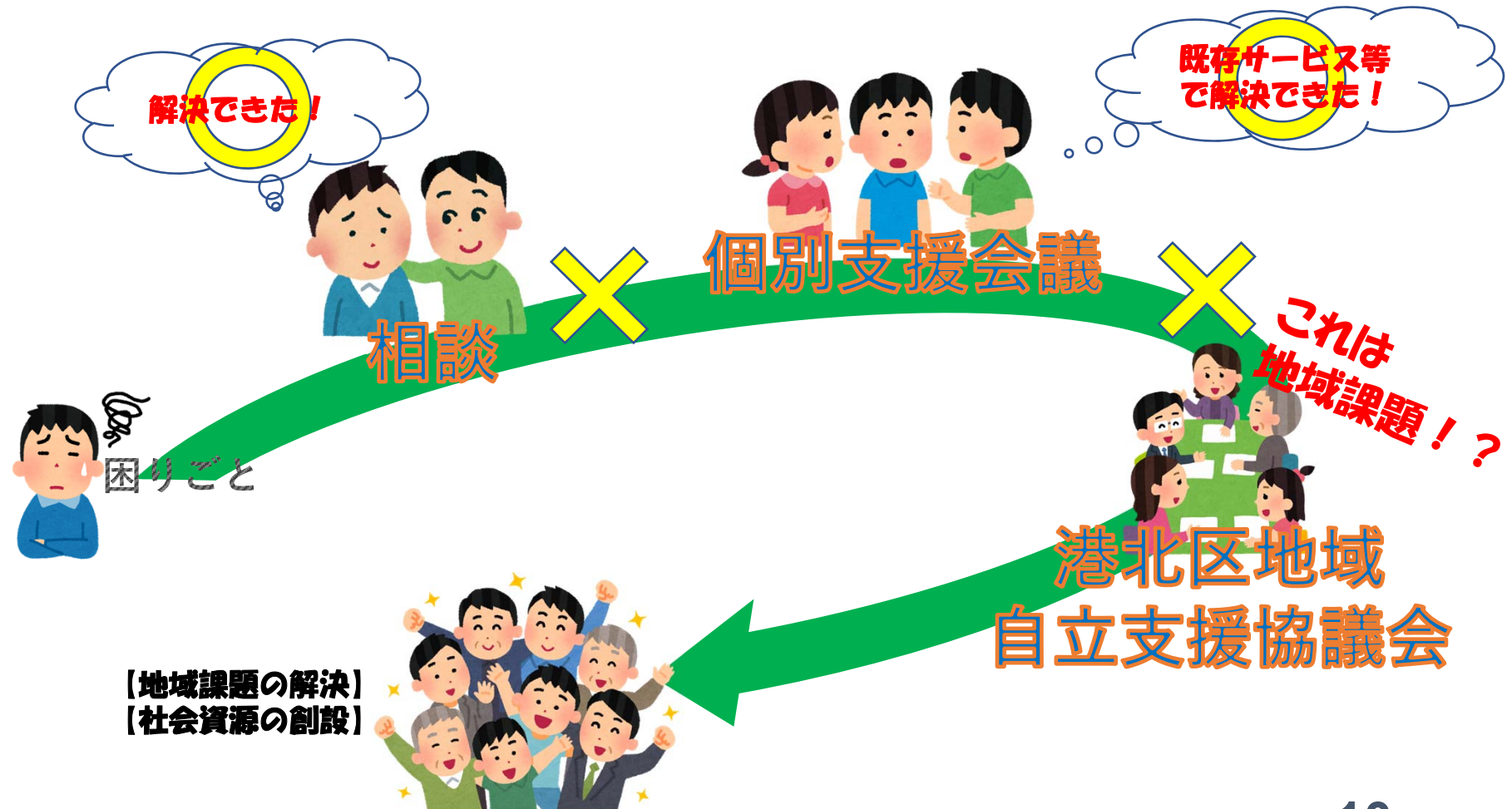


横浜市では、

- ①市全域のことを協議する市協議会
- ②近隣区で情報交換をするために区協議会の事務局が参加するブロック連絡会
- ③区の実情に合わせた課題検討や支援の充実化に取り組む区協議会

を実施しています。

4 港北区における 自立支援協議会



港北区自立支援協議会の体制

○事務局○

- ① 区役所
- ② 基幹相談支援センター
障害児者に関する地域の総合相談窓口
- ③ 区社会福祉協議会
地域福祉の推進を図ることを目的としている団体
- ④ 生活支援センター
精神障害者に関する相談窓口



令和3年度の実施内容

- 全体会・代表者会
各部会の活動内容の共有
研修「障害者虐待防止の更なる推進について」

- 児童部会
令和2年度に実施したアンケートをもとに活動を検討。
情報マップ作りについての検討
勉強会の実施（「関係機関がお互いのことを知る」）

令和3年度の実施内容

- 地域で暮らす部会・精神分科会
ケアプラザ職員からの説明と情報交換
モデルケースの進捗共有
新羽地区民生委員との交流会
- 人材育成部会
「意思決定支援」をテーマとした研修の企画・実施
- 相談支援部会
地域体制強化共同支援加算の取り扱いについて検討
計画相談の実情の共有、オンラインでの事例検討

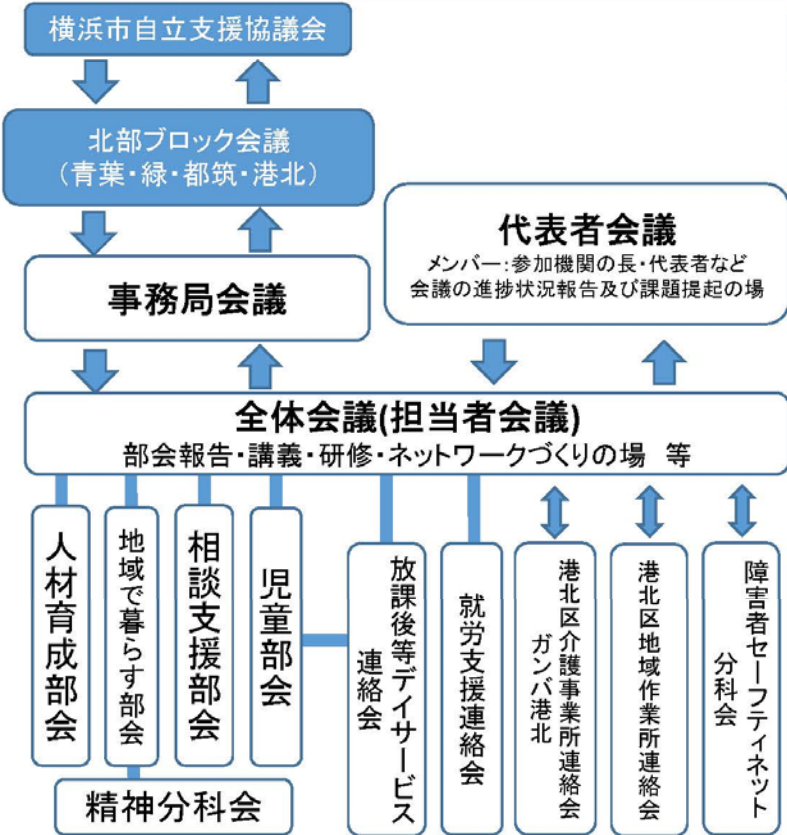
港北区地域自立支援協議会 令和4年度 実施計画(案)

主旨

港北区内で生活する区民1人1人が、障がいの有無に関わらず、安心・安全且つ充実した生活を送ることができる地域づくりを目指し、以下を行う。

- ①障がい児者支援に携わる各社会資源の連携強化及び継続的なネットワーク構築を行う。
- ②各部会での検討を通じて、必要と思われる地域課題の抽出・整理・検討・解決を総合的に行う。
- ③地域における障がい児者への理解・啓発を進め、地域力の向上を図る。

港北区地域自立支援協議会 事務局
 ★港北区福祉保健センター 高齢・障害支援課
 こども家庭支援課
 ★港北区社会福祉協議会
 ★港北区生活支援センター
 ★港北区基幹相談支援センター 海・相談室
 (しんよこはま地域活動ホーム)



※事務局会議機能:各部会で挙げた課題を整理し、地域課題の抽出を行ない、横浜市地域自立支援協議会へ提起できるよう検討する。

部会・連絡会

地域課題の具体的解決案の検討等を目的とする
 部会毎に、開催日時・幹事等を設定
 構成メンバーは各事業所・担当者の希望による

児童部会
 隔月開催予定

当事者ニーズ把握・地域課題の整理/保護者向けの講座・サロン等の開催/
 地域情報を整理した障がい児向け情報ガイドの作成/支援者同士の理解を深める勉強会 など

地域で暮らす部会
 隔月開催予定

地域生活支援における各事業所の課題共有 / 「地域移行・地域定着」
 をテーマに事例検討・研修実施など ※精神分科会と連動
 精神分科会: 病院からの地域移行支援を軸に、精神障害にも対応した
 地域包括ケアシステムの構築について検討

相談支援部会
 隔月開催予定

事例検討 / 相談員のスキルアップ・資源情報の共有 など
 ※指定特定相談支援事業所は参画必須

人材育成部会
 不定期開催予定

区内支援者のスキルアップ研修企画・実施 など
 ※全体会、他部会との共催研修

放課後等デイサービス連絡会: 事業所間の連携強化。事例検討等を行い、スキルアップ。
 就労支援連絡会: 就労系事業所対象。各事業所の実状・課題共有、余暇支援について検討。
 港北区介護事業所連絡会【ガンバ港北】: 事業所間の連携強化。
 港北区地域作業所連絡会: 事業所間での連携の為、イベント等実施。
 障害者セーフティネット分科会: 当事者団体による障がい理解の啓発等。
 重心連絡会: 立ち上げ準備

令和4年度の全体会実施予定

第1回 令和4年5月25日（水）15時から

第2回 令和4年9月30日（金）15時から

※ 令和3年度の代表者会で、健康福祉局から情報提供いただいた、虐待防止に関する研修等を実施する予定です。

第3回 令和5年3月3日（金）15時から

※ 全体会議（担当者会議）と、代表者会議を兼ねて実施する予定です。

その他の情報提供

○ 「まるっと港北」の作成について

従前から作成していた、生活介護事業所、就労系サービス事業所、地域活動支援センターを紹介するパンフレット「まるっと港北」のデータ修正を行いました。

データは港北区役所のホームページに掲載し、今年度、ファイリングしたものを配布する予定です。

○ 第4期港北区地域福祉保健保険計画の推進について

最後に・・・

引き続き活動が制約される中でも、できる限りの成果が出せるよう、参加者全員で考えながら、また、昨年度の経験を活かしながら、自立支援協議会としての活動を進めていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。



港北区地域自立支援協議会HP

<http://kouhoku-jishikyo.info/>